

防人衛第4392号
令和3年3月23日

防衛医科大学校長 殿

大臣官房衛生監

防衛医科大学校病院長に求められる資質及び能力に関する基準について（通知）

標記について、医療法施行規則第7条の2の2の規定に基づき、防衛医科大学校病院の管理者である病院長の選任に当たり、その資質及び能力に関する基準として、別紙のとおりとされたので通知する。

添付書類：別紙

防衛医科大学学校病院長に求められる資質及び能力に関する基準

1 医師免許を有している者

2 医療安全確保のために必要な資質・能力を有している者

高度かつ先端的な医療を提供する特定機能病院の管理者として、人格が高潔で学識が優れ、必要な医療安全管理業務に従事した経験、医療安全を第一に考える姿勢及び指導力を有すること。

3 病院の管理運営上必要な資質・能力を有している者

防衛医科大学学校病院又は同病院に準じる規模の病院での組織管理経験及び高度な医療を司る特定機能病院の管理運営上必要な資質・能力を有すること。

4 防衛医科大学学校の任務等を果たすために必要な資質・能力

防衛医科大学学校の任務や役割を理解し、職務遂行にあつては、同校の方針にしたがい、目標を達成しようとする強い意思とこれらを継続的かつ確実に推進する強力なリーダーシップを有すること。